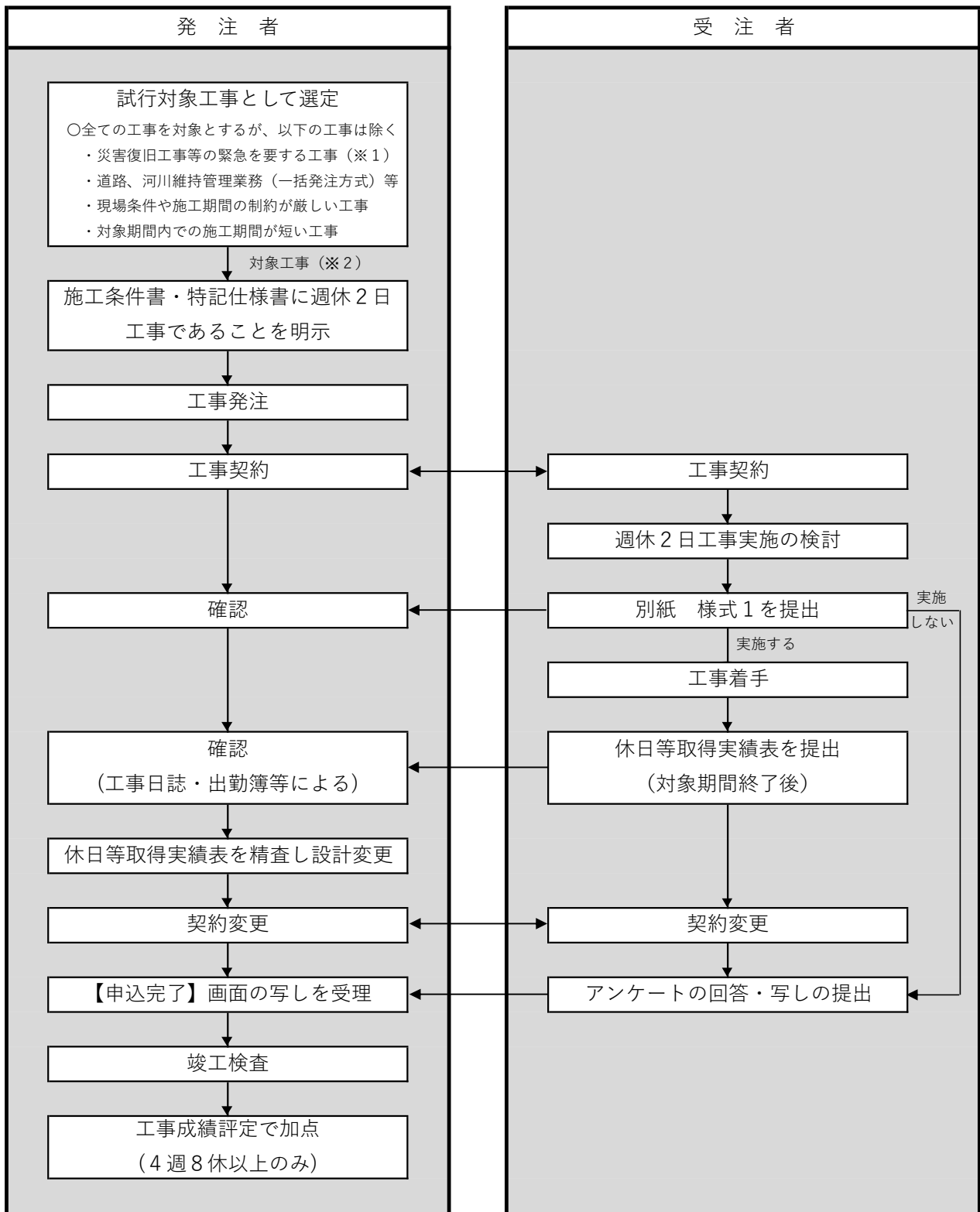


週休2日工事の実施フロー



※1 全ての工事とは、島根県土木部・農林水産部（建築住宅課、港湾空港課及び漁港漁場整備課を除く）が所管する工事。

※2 契約時には対象外工事であっても受発注者間の協議により週休2日の確保が可能と判断された場合は、設計変更の対象とすることができる。